

義肢装具車椅子関連事業者に関する 経営状況調査結果報告書(概要速報版)

補装具研究所
(初版 2025.09.10)

調査の経緯及びスケジュール

厚労省から6月26日付事務連絡にて、日本義肢協会及び日本車椅子シーティング協会あてに、事業者の経営状況について、7月末を目途に、①調査票作成、②調査票配布、③調査票回収、④調査票の集計、を実施するよう無償協力依頼があった。

しかし、両協会ともに経営者団体であり、個社の経営にはお互いに関与しないこと及び調査の内容が仕入価格等の調査を含み独占禁止法に抵触する恐れもあることから、両協会より当所は無償調査への相談及び協力依頼があったもの。

なお、7月末までという調査期間について、調査票の作成から配布、回答、回収、集計といった調査のすべてを1ヶ月で実施することは現実的に不可能であり、加えて無償で実施するようとの事務連絡で、アウトソーシングや人員確保もできず、すべて無償ボランティアで行うこと及び事務連絡にあるような単純集計では結果をまとめられないことから、厚労省担当補佐には7月末は無理であることを連絡し、8月末を目途とすることで了承を得た。(本調査の無償実施の受入可否で予算要求等を含め告示改正に不利にならないことも確認済み)

本研究の実施スケジュールは以下のとおりである。

工程名	開始日	終了日	6 月			7 月			8 月		
厚労省から無償調査依頼 (義肢協会、車椅子シーティング協会あて)	6月26日	—							お盆休み		
調査票作成チーム立ち上げ 調査票作成	6月27日	7月2日									
調査票の配布	7月3日	7月8日									
調査票の回収 多くの事業者から1週間では回答は無理との 連絡があったことから締切延長	—	7月15日 7月28日									
調査票の確認・修正依頼	—	8月8日									
調査票の集計・解析	8月18日	8月29日									

調査の目的及び対象者

（目的）

○ 義肢装具士が関与する

義肢、装具、車椅子、電動車椅子、姿勢保持装置等の運動器系補装具を扱う事業者の経営状況を調査する。

（対象者）

- 義肢装具関連事業者 610社（うち、義肢協会加盟事業者263社）
- 車椅子シーティング関連事業者 128社（すべて車椅子シーティング協会加盟事業者、うち義肢協会と重複事業者20社）
- 電動車椅子製造国内メーカー3社

（配布方法）

- 義肢装具関連事業者：義肢装具原材料のサプライヤーに協力を依頼し、全国の義肢装具関連事業者へ調査票（Excelファイル）の配布を依頼
- 車椅子シーティング関連事業者：車椅子シーティング協会に調査票（Excelファイル）の配布を依頼
- 電動車椅子製造国内メーカー3社：直接訪問の上、調査について説明し、調査票（Excelファイル）を配布

調査項目

【事業者向け調査項目】

- ・ 事業者の基本属性
- ・ 従業員数、平均年齢、最低賃金、所定内労働時間
- ・ 令和5年及び令和6年の、売上高、原価（原材料価格、販管費、人件費、燃料費等）、営業利益
- ・ 製作種目、社員の増減、昇給率
- ・ 主な補装具の原価（大腿義足、下腿義足、短下肢装具、靴型装具、姿勢保持装置（金属フレーム及び木製フレーム）、車載用姿勢保持装置、電動車椅子）

【電動車椅子メーカー向け調査項目】

- ・ 電動車椅子及びパーツの原価及び卸価格

回収率

○ 義肢装具関連事業者

610社（うち、義肢協会加盟事業者263社）に配布

227社（うち、義肢協会加盟事業者184社）から回収

回収率：37.2%（全体）、70.0%（義肢協会加盟事業者）

○ 車椅子シーティング関連事業者

128社（車椅子シーティング協会加盟事業者、うち義肢協会と重複加盟事業者20社）に配布

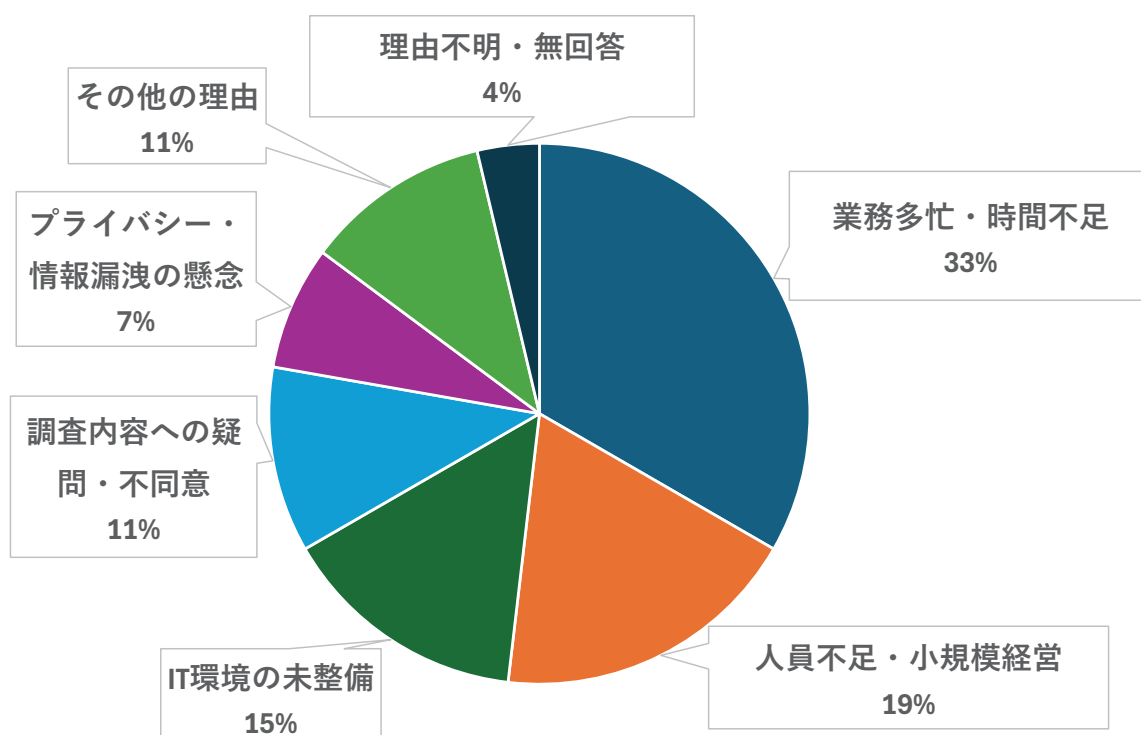
77社から回収：回収率 60.2%

○ 電動車椅子製造国内メーカー

3社に配布、3社から回収：回収率100%

本調査に協力できなかった理由（義肢協会調べ）

義肢協会が義肢協会加盟事業者に対して、本調査に協力できなかった理由を調べたところ、業務多忙及び人員不足といった理由が挙げられており、小規模事業者ほど回答できていない可能性がある。



義肢装具事業者における義肢装具士の最低賃金

義肢装具士の最低賃金(PO数による加重平均)

1405.3±238.4円/時 (最大値:2700円/時、最小値:980円/時)

最低賃金等内訳

事業者種別(割合)	年齢	最低賃金
R5以降新規採用なし(57.2%)	44.5	1480.0
R5以降新規採用あり(42.8%)	39.6	1381.8
R7新規採用あり(22.8%)	39.7	1374.5

義肢装具士は初任給こそ他のコメディカルを上回るが、1年後には下回り、その後は差が大きくなる。昇給しない、あるいは昇給幅が小さいことがうかがえる。

月の労働時間を170時間とした場合、経験年数3年以上となっても月給換算 251,600円 である。

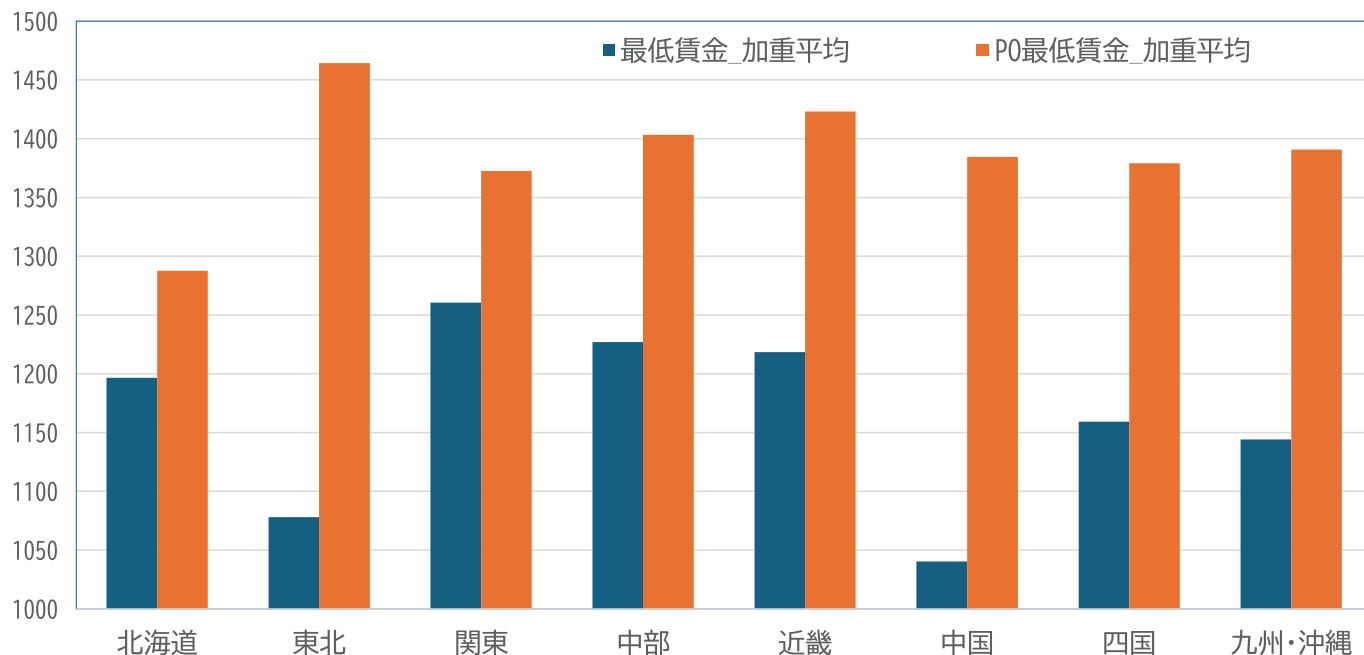
(参考:厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金(時給換算)」)

理学療法士の平均給与(カッコ内は「能力・経験調整指数」)

1,298円(基準額0年)、1,494円(1年)、1,638円(2年)、1,663円(3年)、1,751円(5年)、1,908円(10年)、2,377円(20年)

義肢装具事業者の最低賃金

義肢装具士の最低賃金は、北海道地域が1287.6円と最も安く、次に安い関東地域とも70円以上の差がついている。北海道という広大な土地をカバーする車両の燃料費に加え、冬季の燃料費が人件費を圧迫していることがうかがえる。



義肢装具士の最低人件費

各事業者の経費支出状況から、令和6年度における**実人件費は、賃金の「2.24±0.66」倍**であることが明らかとなった。

なお、本解析にあたっては、IQR法により、外れ値を除外した。(除外後のサンプル数185)

したがって、義肢装具士について、最低賃金 1405.3円 を基に最低限必要となる人件費を算出すると、

$$\text{最低人件費} = 1405.3 \times 2.24 = 3147.9 \text{ 円/時}$$

となる。

現在、装具(レディメイド)の人件費は1時間あたり2500円で算定されているが、最低人件費すら充足できていない。

昭和53年度 厚生科学研究特別研究事業(研究代表者:飯田卯之吉)によって、補装具費支給の算定基準となる時間当たり作業工賃は、「1,910円/時」とされている。

「令和6年賃金構造基本統計調査 第1表 一般労働者の所定内給与額及び対前年増減率の推移(昭和51年～)」によれば、

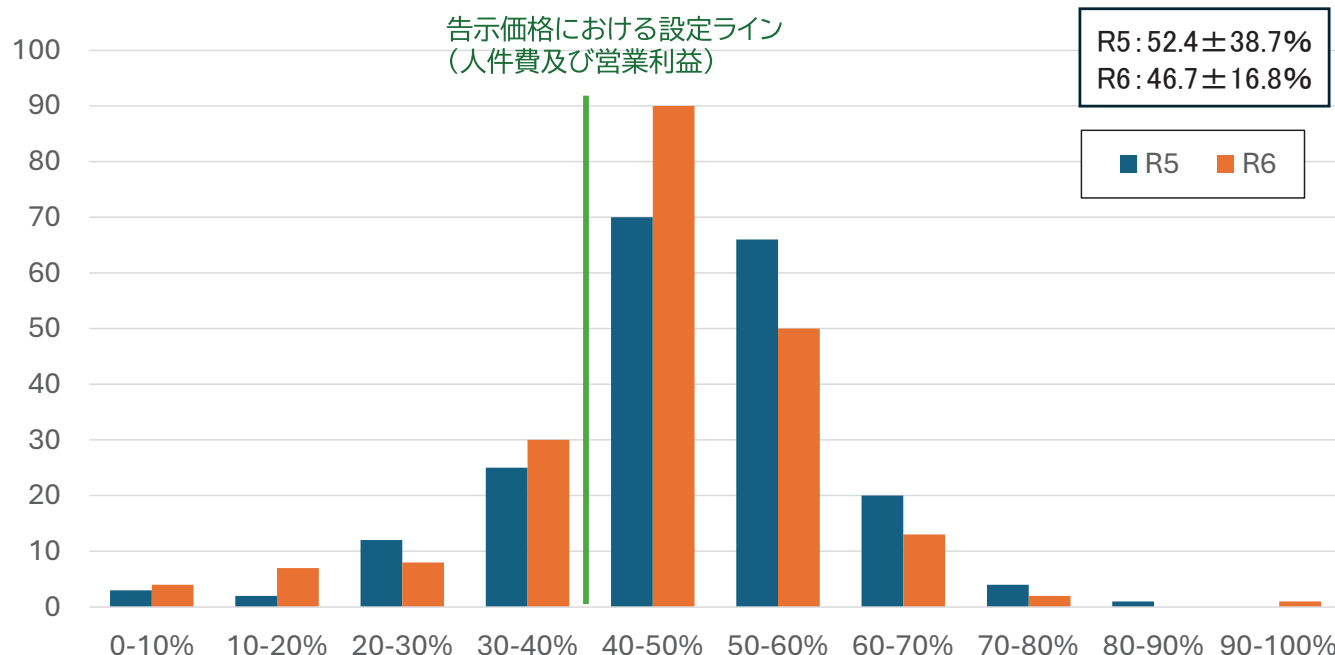
昭和53年 153,900円、令和6年 330,200円(対 昭和53年比 2.15)

であり、作業工賃にも照らし合わせれば、「**1,910円 × 2.15 = 4,106.5円**」となることから、本調査において算出した人件費が高いとはいえず、むしろ、安価すぎる可能性がある。

(参考:理学療法士及び作業療法士による運動器リハビリテーションの診療報酬:185点(20分))

売上高人件費率

補装具費については、告示価格の6割を「消費税が課される原材料や経費」、4割を「消費税が課されない人件費や利益」が占めるとされているが、人件費だけで売上高の40%を超える事業者が75%超に上る。義肢装具士は医療職の中でも人件費が安価となっているにもかかわらず、人件費が事業者の経営を圧迫しており、人件費に見合った適切な告示価格とすることが必要である。

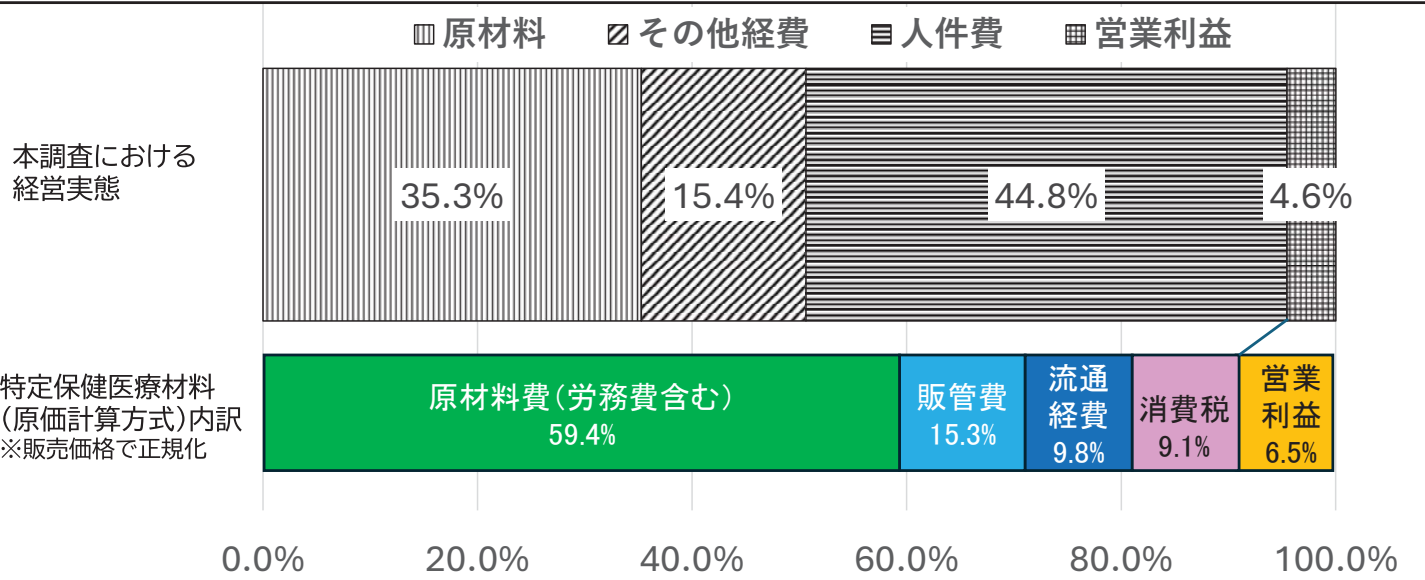


売上高に占める原材料費等内訳

各事業者の売上高平均に占める原材料、人件費、その他経費、営業利益の割合を示した。人件費及び営業利益で売上高のおよそ5割を占めており、これは、告示価格の設定よりも高い割合となっている。

また、補装具告示価格における営業利益は特定保健医療材料より低率になっていることが分かるが、補装具では採型及び適合といった専門性の高いサービスが提供されており、本来は、特定保健医療材料よりも高い営業利益を設定すべきである。（営業利益は、製造業よりもサービス業の方が一般的に高く設定される。）

※以下の図は、90.9の価格に10%の消費税(9.09÷9.1)が乗じられているもの。



主な義肢装具の営業利益(半数以上が「売れば売るほど赤字」)

	原材料費		作業人件費		完成用部品 管理費	その他経費 ※注1 売上高*60.2%－ 作業人件費－流通経費 －完成用部品管理費	営業利益	取扱事業者数 (220社中)
	完成用部品以外 (外注費含む)	完成用部品	3121.6円/時 を乗じて算出	流通経費				
大腿義足 坐骨収納型	14,847.8	264,946.0	52,666.6	9,301.4	69,643.0	268,458.3	-15,296.2	164 (74.5%)
下腿義足 T S B 式	8,987.7	265,430.0	38,705.9	4,539.2	50,768.0	225,429.8	-63,224.6	176 (80.0%)
短下肢装具 (自社製足部覆い)	12,704.4	14,960.0	38,213.6	5,877.8	5,498.0	-4,665.7	2,035.9	110 (50.0%)
短下肢装具 (半製品足部覆い)	15,711.0	14,960.0	27,116.3	5,489.5	5,498.0	6,819.8	-970.7	87 (39.5%)
短下肢装具 (外注) ※注2	31,585.5	14,960.0	37,381.2	4,594.5	5,498.0	-2,550.0	-16,845.1	9 (4.1%)
靴型装具 健側整形靴 (自社製)	19,485.6		71,978.9	9,272.5		-16,865.1	23,082.1	72 (32.7%)
靴型装具 ※注2 健側整形靴 (外注)	83,224.8		60,403.0	13,175.1		-9,191.8	-40,657.1	61 (27.7%)

※注1 販管費等その他経費については、製作物1個あたりの額を算出することは困難であることから、売上高経費率を用いて算出

※注2 参考 (事業者数が少ない上、外注しているにもかかわらず、自社製又は半製品と比較して作業時間が長く、回答内容の信憑性に欠けるため)

姿勢保持装置等の営業利益(すべて「売れば売るほど赤字」)

	原材料費		作業人件費 3121.6円/時 を乗じて算出	流通経費	完成用部品 管理費	その他経費 ※注1 売上高*46.4%－ 作業人件費－流通経費 －完成用部品管理費	営業利益
	完成用部品以外 (外注費含む)	完成用部品					
姿勢保持装置 金属フレーム ※注2	57,807.2	239,000.0	69,445.2	7,285.2	55,100.0	107,853.0	-19,931.4
姿勢保持装置 木製フレーム ※注3	87,666.3	204,400.0	86,098.9	7,068.7	61,000.0	66,530.9	-37,121.5
車載用姿勢保持装置	76,000.0		14,577.9		5,498.0	19,074.6	-30,774.5
簡易電動車椅子	392,263.2		19,556.8	6,307.5		177,905.0	-156,875

※注1 販管費等その他経費については、製作物1個あたりの額を算出することは困難であることから、売上高経費率を用いて算出
※注2 外注なしのみ（外注ありの事業者は外注なしの事業者より作業時間が長いという結果であり、回答に信憑性がないと判断し、解析から除外）
※注3 外注なしのみ（外注費用を回答した事業者がなかったため）

電動車椅子の原材料費の年次推移、メーカー原価率等

電動車椅子は半導体(レアアース)、リチウムイオンバッテリー等の、価格高騰が顕著な原材料を使用するが、補装具費の基準額が半導体等の価格高騰に追い付いていない。
電動車椅子**メーカーの原価率はいずれも90%超**となっており、電動車椅子が経営を圧迫している状況がうかがえる。
このように、電動車椅子メーカーが卸価格を可能な限り引き下げているにもかかわらず、電動車椅子販売事業者の粗利率は高く、部品の付け替え等を行う作業工賃やその他経費を考慮すると、販売事業者の経営も圧迫することがうかがえる。
補装具の中でも、電動車椅子は特に、メーカー及び販売事業者ともに赤字構造となっている。

	H30	R3	R6 (対 R3 比)		A 社製	B 社製	C 社製
メインコントローラ (ドライバー部分のみ)	17,990	18,304	19,517 (106.6%)	メーカー原価率	97.2%	92.2%	109.0%
操作ボックス	12,059	12,173	13,660 (112.2%)	販売事業者粗利率	27.0%	8.8%	22.4%
駆動モータ	62,460	62,460	70,200 (112.4%)				
シールドバッテリー	18,063	18,111	24,405 (134.8%)				

※過去の補装具費支給基準額改定年度ごとの原材料の価格比較

電動車椅子は、仕入れてそのまま販売できるわけではなく、採寸、パーツの取付、適合等が必要であり、粗利率が40%を下回ると、経営を圧迫すると考えられる。
特に、C社にあっては、**メーカーの製造原価自体が赤字**となっている。

売れば売るほど赤字になっているのは、事業者だけではなく、メーカーも同様であった。
特に、半導体を使用する電動車椅子にあっては、原価率自体が赤字となっているメーカーもある。
事業者の販売価格ではなく、**メーカーから事業者への卸価格自体が告示価格を上回る**ことから、**メーカー及び事業者が痛み分けをして福祉用具を供給**している状況であるが、近年の原材料価格の急騰を踏まえ、早急な告示価格の見直しが必要と考えられる。

その他意見(行政による無償労務提供の強要について)

- 今回の経営状況調査を厚生労働省が業界団体に無償で行わせていることも非常に問題だと考えるが、関東の一部更生相談所は、更生相談所の業務を事業者に行わせ、それを拒否すると補装具を支給しないという、非常に問題のある行為をしている。これは、経営状況調査には表れないが、非常に関東地方の事業者を苦しめている。

(例) 義足ソケットの適合状況を確認しなければ、ライナーの支給は認めないとするもの。ソケットの適合確認は更生相談所の業務であって、事業者にはそのソケット適合のための告示価格がなく、費用請求が認められていない。(資料添付)

- 指針には、更生相談所での判定時に事業者を立ち合わせることが明記されているが、関東の更生相談所の中には事業者を立ち合わせること認めていないにもかかわらず、更生相談所への来所を求めるところがある。事業者を何だと思っているのか、無償で呼びつけておいて、「今日は何もありません」とはどういうことか。人件費を支払ってほしい。また、事業者を呼びつけるなら予約時間を守ってほしい。従業員の待機時間にもコストが発生するほか、必要のない残業が発生する大きな要因となっている。

更生相談所による無償労務提供強要の例として、事業者から提供のあったもの

そもそも申請者は障害者であって、事業者ではない。
事業者が理由書を提出する根拠がない。

<(肢)資料4>

義肢・装具の完成用部品等(装具の加算要素を含む)修理・変更理由書

氏名		生年月日	年 月 日
住所			
補装具の種類	修理・変更・故障箇所		
修理 変 更 の 種 類	☐ 1	「ソケット交換」、「ソケット交換」を含む同型使用部品への交換・修理、又は「異なる型式の使用部品」への交換修理	
	☐ 2	「ソケット交換」を含まない同型使用部品との交換・修理	
	☐ 3	「ソケット交換」を含まない「完成用部品」同型式内の使用部品への変更、又は装具「完成用部品」の同型式内使用部品への変更	
	☐ 4	装具の「その他の加算要素」又は「付属品等の加算要素」の追加・変更	
	☐ 5	令和6年度基準表対応（追加・変更点があれば理由欄の記入省略可）	
	☐ (2・3の場合は確認をお願いします) ソケットフィッティングや他パーツの使用に問題がない事を義肢装具士が確認済み。		
修理又は使用部品の変更を必要とする理由(変更の場合は新旧の使用部品も記載してください)			

赤枠内はまさに更生相談所が確認すべき、更生相談所の業務であって、事業者の業務ではない。

「確認をお願いします」と書かれているが、確認作業にかかる作業賃は一切支払われず、確認作業をしなければ、完成用部品代も支払われない。
実質、強要である。
更生相談所が義肢装具士を雇用した上で、更生相談所の義肢装具士が確認すべき。

その他意見(自主回収の責任の所在について)※別添資料も参照

- 8月に、義足の部品について自主回収が発生しているが、これは更生相談所の責任でもある。特に自主回収が多い東京都については、義肢装具士が利用者の体重や活動度を考慮した上で選定したパーツを、更生相談所のマスターカードにて安価なパーツに強制的に変更し、そのパーツを使用しなければ補装具費を支給しない、としたために発生したものである。

どれだけ義肢装具士が危険である、と主張してもそのパーツを認めなかった更生相談所の不適切な判断によって破断が発生したものもある。

- パーツの選定は理学療法士や作業療法士の専門外であり、更生相談所は義肢装具士を下に見て、ぞんざいに扱うことを即刻改めていただきたい。また、今回の自主回収について、更生相談所の責任も問うべきである。

自主回収数について、東京都が突出して多いだろうというのは、容易に想像できるので、調査してほしい。また、東京都が強制的にパーツ変更させたケースの回収コスト(人件費等)は東京都が責任を持つべきである。

事業者の人手不足や経営の現状を、明らかに行政が悪化させている。

その他意見(行政による事業者への圧力)

- 「カタログに記載されている価格が告示価格より安価な場合は、それよりも安価な価格を要求してはならない」と指針に明記されているにもかかわらず、カタログ製品から不要な機能を取り外し、その機能分の価格をさらに下げなければ支給しないという不当な値引きを強要されることもある。(特に電動車椅子)
- 暴利をむさぼっている事業者、みたいに扱われ、行政とのやり取りに疲弊する。何度も電話等で対応させられるのは、行政による業務妨害だとさえ思う。義肢装具士に応召義務はないので、(行政を相手とする)補装具の取扱いをやめようと真剣に考えている。
- 行政が事業者よりも立場が上ということはないと思う。これだけ安価に販売させられているのに、行政側の事業者に対する態度は納得がいかないものがある。
- 独占禁止法を厚労省や更生相談所は知らないのではないか。無償労務提供の強要に始まり、原価を下回る販売価格(不公正な取引方法)の強要、さらにそれらに異を唱えれば補装具費を支給しないという「優越的地位の濫用」にいつまで事業者が泣き寝入りしなければならないのか。

まとめ

- ・ **義肢、姿勢保持装置、車載用姿勢保持装置、電動車椅子において、売れば売らば赤字**が出ていることが明らかとなった。
- ・ 特に、電動車椅子については、昨今の半導体価格高騰を受け、メーカー自体が赤字であり、補装具費支給制度において流通している電動車椅子（特例補装具除く）については、全てのステークホルダーが赤字となっていると考えられる。**特に電動車椅子簡易形については緊急に告示価格を改定しなければ、安定供給自体が危ぶまれる。**
- ・ 告示価格の**赤字については、人件費を安価に抑えることで補填**していることが伺われ、政府目標である人件費のベースアップを実現するためには、告示価格の改定が不可欠である。
- ・ また、義肢や姿勢保持装置等、高い技術力が必要な補装具ほど利益率が低いことが明らかとなった。このままの状況が続けば、重度障害のある方の補装具の安定供給も困難な状況となる可能性が高い。
- ・ 本調査では、補装具1具あたりの製作原価を調査したが、事業者によっては、平均値の10倍の価格を回答しているところもあり（解析では外れ値として除外）、告示価格改定のためにはさらに詳細な調査が必要であるが、それらについては、無償で行えるものではなく、厚労省の推進事業での価格調査に委ねることとしたい。

おわりに

- ・ 本調査を実施中に、ある地方の車椅子事業者が倒産した。倒産により、メーカーやサプライヤーが抱えることになった不良債権や突然失業することになった労働者の問題、さらには、当該事業者で車椅子等を購入していた障害者が補装具担当者を失うという問題が生じている。
これは、特定の1つの事業者だけの問題ではなく、今回の経営状況調査の結果を見れば、今後どの事業者が閉業してもおかしくない。
- ・ 少なくとも本調査で明らかになった、**売れば売らば赤字である状況は改善し、適切な営業利益の確保と医療国家資格の有資格者にふさわしい賃金保障**を可能にするような補装具の告示価格とすべきである。そのためには、原材料価格、販管費及び燃料代をはじめとした原価調査や、義肢装具士を含む従業員給与の全方位的、抜本的調査が必要であろう。
- ・ 事業者サイドの問題として、最低賃金や所定内労働時間を把握していない回答者も多く、そのような状況が従業員の離職を招く要因であることも否めない。
またExcelでの調査にPCがなく回答できない等、基本的なデジタル化が遅れている事業者もあり、事業者側にも改善すべき点がみられる。
- ・ 行政サイドの問題として、事業者へのぞんざいな態度や無償労務提供の強要が挙げられていた。特に、無償の労務提供をしなければ補装具費を支給しない、といった言動が真実であるならば、**法的にも倫理的にも問題があり**、事業者の労働力を搾取し、心身的・経済的負担を強いる時代錯誤的な制度運用は早急に改善すべきと考える。事業者との協力体制を構築できている更生相談所もあることから、そのような更生相談所を手本とする等、告示価格以外にも事業者の経営状況を改善できる余地はあるのではないかと。

本報告書は、自由にご使用いただいても構いませんが、
著作権は補装具研究所に帰属します。
引用転載される場合は、著作権法その他引用のルールに則り、
引用元を明記する等マナーを守ってくださいますよう、
よろしくお願いします。

参 考 資 料

2. 人件費の上昇を踏まえた対応

補装具評価検討会(第61回)
令和5年11月20日 資料1-2

現状・課題

参考資料

- 厚生労働科学研究の調査によると、補装具製造従事者の作業人件費単価について、補装具の種別ごとに見た場合、いずれの種目の単価も令和元年から令和4年にかけて上昇が見られる。
また、同単価を見ると、義肢が最も高く、次いで座位保持装置、装具の順となっている。
- 義肢装具については、義肢装具士(国家資格)が採型・適合等を行わなければならないところ、令和4年度賃金構造基本統計調査によると、義肢装具士を含む「その他の保健医療従事者(義肢装具士等)」の賞与込み給与(月額)について、企業規模別に加重平均すると、28.9万円となっている。

【補装具製造従事者の作業人件費単価(※)】

	令和元年	令和4年
全体	2,046 円/時	2,193 円/時
義肢	2,486 円/時	2,620 円/時
装具	1,843 円/時	2,130 円/時
座位保持装置	2,023 円/時	2,338 円/時

※ 作業人件費単価とは、給与、賞与、法廷福利費の事業主負担分、退職金積立を積算したものを時間単位で算出したもの

出典:厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者政策総合研究事業「技術革新を視野に入れた補装具の構造・機能要件策定のための研究」令和4年度総括・分担研究報告書

【令和4年度賃金構造基本統計調査(従業員規模別・職種別)】

➢ 「その他の保健医療従事者(義肢装具士等)」

	(所定内給与額)	(賞与等)	(賞与込み給与)
① 5～9人	24.55	15.57	25.84(万円)
② 10～99人	28.57	51.52	32.86(万円)
③ 100人～	28.80	71.33	34.74(万円)

【日本義肢協会加盟の267事業所の従業員数による企業規模】

① 1～9人	: 153 社
② 10～99人	: 110 社
③ 100～999人	: 4 社

【企業別加重平均後の義肢装具士の賞与込み給与】

$(25.84 \times 153 + 32.86 \times 110 + 34.74 \times 4) / 267 = 28.9$ (万円)

(参考)障害福祉関係分野の職員

保育士:31.9(万円)、訪問介護従事者:28.3万円、介護職員:29.4(万円)

方向性(案)

- 義肢装具の採型・適合等は義肢装具士が行わなければならないことを踏まえて、所要の見直しを行ってはどうか。

原価計算方式

参考資料(特定保健医療材料)

製品に係る各原価要素について、価格を積み上げて計算を行う。

原価要素		備考
原材料費	原料費	
	包装材費	
	労務費	
	製造経費	
	小計(1)	
一般管理販売費等	一般管理販売費	小計(1)の25.7%
	研究開発費	市販後調査費を含む
	小計	
営業利益		小計(2)の8.0%
小計(2)		
流通経費		小計(3)の10.8%
小計(3)		
消費税		小計(3)の10%
合計		

(令和7年5月14日 中医協資料

「特定保険医療材料の基準材料価格の算定における原価計算方式の係数の更新」より)

- 類似薬がない場合には、原材料費、製造経費等を積み上げる。

(例)

① 原材料費
② 労務費
③ 製造経費
④ 製品製造（輸入）原価
⑤ 販売費・研究費等
⑥ 営業利益
⑦ 流通経費
⑧ 消費税
合計：算定薬価

(有効成分、添加剤、容器・箱など)

(= 3,684^{注1} × 労働時間)

(⑤ / (④ + ⑤ + ⑥) ≤ 0.523^{注2})

(⑥ / (④ + ⑤ + ⑥) = 0.158^{注2})

(⑦ / (④ + ⑤ + ⑥ + ⑦) = 0.069^{注3})

(10%)

ただし、開示度≥80%の化成品及び開示度≥80%かつ研究費開発費だけで販管費率上限（51.0%）を超えるバイオ医薬品（ピーク時市場規模が50億円未満に限る）については、販管費率の上限は70%

再生医療等製品については、個々の品目毎に精査することとし、平均的な係数を用いて算出される額よりも低い場合はその額を用いて算定する。

注1 労務費単価：「毎月勤労統計調査」及び「就労条件総合調査」（厚生労働省）
注2 一般管理販売費率、営業利益率：「産業別財務データハンドブック」（日本政策投資銀行）
注3 流通経費率：「医薬品産業実態調査報告書」（厚生労働省医政局経済課）
上記の数値は、医薬品製造業の平均的な係数（前年度末時点で得られる直近3か年（令和3年～令和5年）の平均値）を用いることが原則

- 当該新薬について、既存治療に比し高い有用性等が認められる場合には、上記の額に補正加算を行う。
- ただし、製品総原価のうち、薬価算定組織での開示が可能な部分の割合（開示度）に応じて、加算率に差を設ける。

$$\text{加算額} = \text{価格全体} \times \text{加算率} \times \text{加算係数}$$

(加算前価格) (0~120%) (0~1)

開示度	80%以上	50~80%	50%未満
加算係数	1.0	0.6	0

* 開示度 = (開示が可能な薬価部分) ÷ (製品総原価：④,⑤)

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 2 6 日

一般社団法人 日本義肢協会 理事長
時吉 重雄 殿

一般社団法人 日本車椅子シーティング協会 代表理事
松永 圭司 殿

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室

補装具事業者経営状況調査へのご協力について（ご依頼）

日頃より、障害保健福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、昨今の物価高騰、人件費高騰が補装具事業者の経営状況へ与えた影響を調査することとなりました。

そこで、貴団体におかれましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、上記経営状況を示すための調査について

- 調査票の作成
- 調査票の配布
- 調査票の回収
- 調査データの簡単な集計

を無償にてお願いしたいと存じます。

集計したデータについては、7 月中を目途に当室までご提出くださいますと幸いです。
どうぞよろしくお願い致します。

【本調査における厚生労働省担当窓口】
厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室
主査 野原 耕平
TEL 03 5253 1111（内線 3511）
Mail Nohara-kouhei.yx9@mhlw.go.jp

令和7年6月吉日

補装具事業者 各位

一般社団法人 日本義肢協会
理 事 長 時吉 重雄
一般社団法人 日本車椅子シーティング協会
代表理事 松永 圭司

補装具事業者「経営状況等調査オンライン説明会」開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、補装具の供給にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年5月に自民党国会議員による「義肢装具の未来を共に推進する議員連盟」が設立され、国会議員の皆さまから厚労省に対し、さまざまな働きかけが行われています。その流れの中で、この度、厚生労働省が補装具事業者の経営状況調査を実施することとなり、当協会に対し調査の実施依頼が参りました。

つきましては、本調査が実施されることとなった経緯等について、下記のとおりオンライン説明会を開催いたしますので、ご多忙の折誠に恐縮ですが、ご参加のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

【対象】日本義肢協会及び日本車椅子シーティング協会の会員（賛助会員含む）、その他、義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子を取扱う補装具事業者様

※6月30日ライブ配信の参加は1社につき、1アカウント迄（協会員のみ2アカウント）

【日時】2025年 6月30日（月）18:00～19:30

【形式】オンライン（Zoom ウェビナー・アーカイブ配信あり）

【プログラム】18:00-18:05 開会挨拶 時吉 重雄（一般社団法人日本義肢協会 理事長）

18:05-19:30 経営状況調査について 徳井 亜加根 氏（補装具研究所 代表）

【参加方法】下記の URL または QR コードから事前参加登録を行ってください。

【アーカイブ配信】2025年6月30日（月）～7月14日（月）

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_G79jVzKFS8qqaeHmkdmccg

※参加登録後、入力したメールアドレスに参加用のURLが届きます。

※アーカイブ配信につきましても、説明会終了後に上記参加用URLから録画がご覧いただけます。



【お問合せ先】一般社団法人日本車椅子シーティング協会事務局

TEL：03-6435-0365 E-mail：info@j-aws.jp

令和7年7月1日

補装具事業者 各位

一般社団法人 日本義肢協会
理 事 長 時吉 重雄
一般社団法人 日本車椅子シーティング協会
代表理事 松永 圭司

補装具事業者「経営状況等調査オンライン説明会」アーカイブ配信のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、補装具の供給にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年5月に自民党国会議員による「義肢装具の未来を共に推進する議員連盟」が設立され、国会議員の皆さまから厚労省に対し、さまざまな働きかけが行われています。その流れの中で、この度、厚生労働省が補装具事業者の経営状況調査を実施することとなり、当協会に対し調査の実施依頼があり、本調査が実施されることとなった経緯等について、6月30日にオンライン説明会を開催いたしました。

つきましては、当日参加できなかった方へ説明会の動画をアーカイブ配信いたしますので、ご多忙の折誠に恐縮ですが、ご視聴のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

【対象】日本義肢協会及び日本車椅子シーティング協会の会員（賛助会員含む）、その他、義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子を取扱う補装具事業者様

【配信期間】2025 年 7 月 1 4 日（月）まで

【形式】アーカイブ配信

【プログラム】開会挨拶 時吉 重雄（一般社団法人日本義肢協会 理事長）
経営状況調査について 徳井 亜加根 氏（補装具研究所 代表）

【視聴方法】下記の URL または QR コードから登録を行ってください。
※既に登録済みの場合は、登録後に配信されたメールに記載の「ウェビナーに参加」ボタンから動画掲載ページをご覧ください。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_G79jVzKFS8qqaeHmkdmccg

※必要事項をご入力後、画面下部の「登録」ボタンをクリックすると
動画掲載ページに移動します。



【お問合せ先】一般社団法人日本車椅子シーティング協会事務局
TEL：03-6435-0365 E-mail：info@j-aws.jp

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 12 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

完成用部品の自主回収と交換について（周知依頼）

この度、完成用部品の自主回収と交換について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室及びこども家庭庁支援局障害児支援課より別添事務連絡（令和 7 年 8 月 7 日付け）が発出されましたので、お知らせします。

補装具費支給制度において完成用部品として指定している製品について、安全に関わる問題が発生する可能性がある旨、製造会社より報告があったため、使用者が当該製品の交換を速やかに行えるよう、支給決定を行っている保険者及び治療用装具製作事業者へ本情報の提供をお願いいたします。

その際、保険者において、支給決定情報を参考に、該当する使用者及び治療用装具製作事業者を特定し、使用者が確実に当該製品の交換を受けるのに必要な情報が届くための手段を講じていただくよう、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

なお、該当製品については、令和 3 年 4 月に完成用部品として掲載され、令和 6 年 8 月に販売中止となっており、今後の支給決定時にはその点もご留意くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

1. 該当製品

啓愛 K-TB58AAL ピラミッドレシーバーチューブ アルミ
啓愛 K-TB58ATI ピラミッドレシーバーチューブ チタン

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」（令和 7 年 3 月 31 日付障発 0331 第 29 号・こ支障第 83 号）

【該当区分・名称・型式】

骨格構造義肢・義足用部品・義足調整用部品・チューブ・ピラミッド（メス）付

（照会先）

厚生労働省保険局医療課

TEL:03-5253-1111(内線 8034)

E-mail: ryouyouhi@mhlw.go.jp

事務連絡
令和7年8月7日

各 都道府県
指定都市
中核市 障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
こども家庭庁支援局障害児支援課

完成用部品の自主回収と交換について（周知依頼）

この度、補装具費支給制度において完成用部品として指定している製品について、安全に関わる問題が発生する可能性がある旨、別添のとおり製造会社より報告がありました。

つきましては、使用者に当該製品の情報を速やかに届ける必要があり、支給決定に関わる市町村、更生相談所及び補装具製作事業者へ本情報の提供をお願いいたします。

また、各市町村に対して情報提供する際は、支給決定情報を参考に、該当する使用者及び補装具製作事業者を特定し、速やかにかつ確実に情報を届けるための手段を講じるよう、周知徹底をお願いいたします。

なお、当該製品については既に販売中止となっており、今後の支給決定時にはその点もご留意くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

1. 該当製品

啓愛 K-TB58AAL プラミッドレシーバーチューブ アルミ

啓愛 K-TB58ATI プラミッドレシーバーチューブ チタン

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」（令和7年3月31日付け障発 0331 第29号・こ支障第83号）

【該当区分・名称・型式】

骨格構造義肢・義足用部品・義足調整用部品・チューブ・ピラミッド（メス）付

骨格構造義肢

区分	名 称	型 式	上 限 価 格 円	使 用 部 品	備 考
義足用部品	義足調整用部品	ピラミッド (メス) 付	16,100	啓愛 K-TB58AAL	ピラミッドレシーバーチューブ アルミ
			17,100	啓愛 K-TB58AAL-H	ピラミッドレシーバーチューブ アルミ 100kg 対応
			12,300	啓愛 K-TB58ASS	ピラミッドレシーバーチューブ ステンレス
			18,700	啓愛 K-TB58ATI	ピラミッドレシーバーチューブ チタン

2. 交換対応及び製品に関する問い合わせ先について 「別添 自主回収のお知らせ」を参照

以上

【問合せ先】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室 障害者支援機器係 野原
TEL：03-5253-1111（内線 3511）

2025年 8月 7日

お得意様各位
関係者各位

株式会社啓愛義肢材料販売所



自主回収のお知らせ

謹啓

貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。この度、下記の製品について使用状況によってピラミッドレシーバーとチューブの接続部が回旋することにより、事故が発生する可能性があることが判明しました。これに伴い製品の回収をさせていただきます。安全試験については改めて現在実施中ですが、複数の破損が確認できましたので試験結果を待たずに回収することに決定いたしました。

安全試験の結果につきましては、分かり次第、ご報告させていただきます。

また、ご使用中の製品に関しましても、大変申し訳ございませんが回収対象とさせて頂き交換をさせていただきます。未使用の在庫及びご利用者様使用品の回収を含めご協力をお願いします。

本件に関してご心配をお掛けしますことを深くお詫び申し上げますとともに誠に恐縮ではございますが、回収と交換のご協力をお願い申し上げます。

謹白

－ 記 －

1. 対象製品

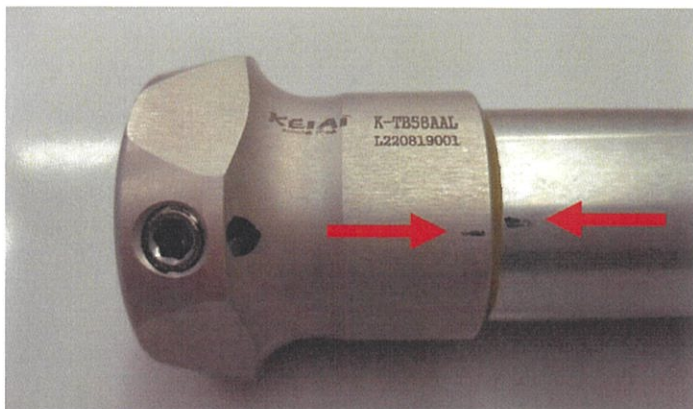
骨格構造義足 義足調整用部品 チューブ ピラミッド（メス付）

型番 K-TB58ATI 部品名称 ピラミッドレシーバーチューブ チタン

型番 K-TB58AAL 部品名称 ピラミッドレシーバーチューブ アルミ

2. 回旋するケースの使用状況

チューブアルミとピラミッドレシーバーの接続部に回旋が認められた。



3. 原因

チューブアルミとピラミッドレシーバーの結合部のはめあい公差および接着力不足

4. 交換対応製品

アルミの場合

K-TB884AAL (チューブアルミ 400mm ($\phi 30$)) と K-CA75AAL (ピラミッドレシーバー
チューブクランプ アルミ ($\phi 30$))

チタンの場合

K-TB884AAL (チューブアルミ 400mm ($\phi 30$)) と K-CA75ATI (ピラミッドレシーバー
チューブクランプ チタン ($\phi 30$))

5. 時期

即日

【お問い合わせ窓口】

株式会社啓愛義肢材料販売所

TEL 048-837-5211 又は営業担当者

以上

令和7年9月8日

義肢装具部品の選択に関する調査結果について

一般社団法人日本義肢協会

理事長 時吉 重雄

(公印省略)

1. 調査概要

- **調査対象**：(一社) 日本義肢協会 関東・東京支部 会員事業所
- **調査期間**：令和7年8月22日(金)～8月29日(金)、回答期限を9月4日(木)まで延長
- **調査方法**：Google フォームによるアンケート調査
- **調査目的**：更生相談所におけるマスターカード運用に基づく「完成用部品の差し替え指示」の実態を把握し、義肢装具士による部品選択の裁量を確保するためのエビデンスを得ること

2. 回答状況

- 回答件数：65 件中 38 件 (68%)

3. 結果

設問1「過去3年以内に安価なパーツへの差し替えを指摘された経験の有無」

- ある：27 件 (71%)
- ない：11 件 (29%)

→ 安価なパーツへの差し替えを経験したと回答した事業所が全体の7割を超えていた。

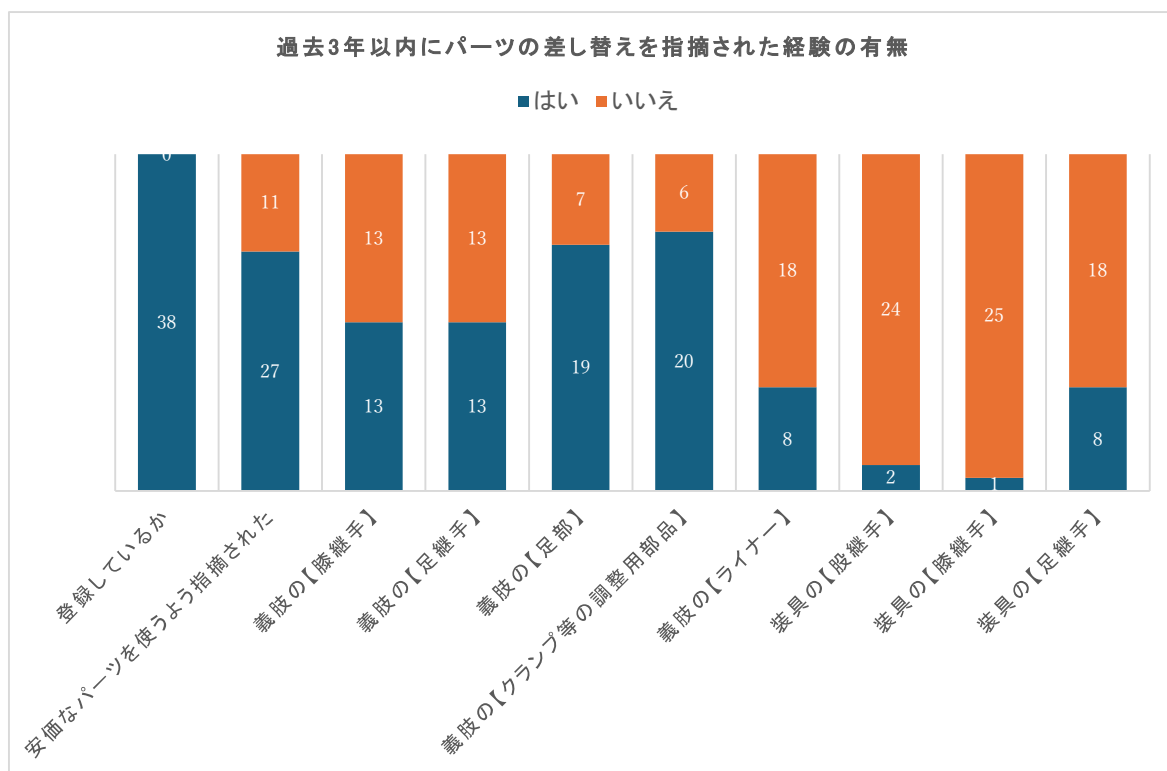
種目別、部位別の差替実態については、以下のとおりであった。

義肢

- 膝継手：ある 13 件 (50%)、ない 13 件 (50%)
- 足継手：ある 13 件 (50%)、ない 13 件 (50%)
- 足部：ある 19 件 (73%)、ない 7 件 (27%)
- 調整用部品 (クランプ等)：ある 20 件 (77%)、ない 6 件 (23%)
- ライナー：ある 8 件 (31%)、ない 18 件 (69%)

装具

- 股継手：ある 2 件 (8%)、ない 24 件 (92%)
- 膝継手：ある 1 件 (4%)、ない 25 件 (96%)
- 足継手：ある 8 件 (31%)、ない 18 件 (69%)



装具に比較し、義足では部品の変更を指示されることが多く、継手では約半数、その他の調整部品では実におよそ 75%もの割合で部品の変更指示を受けていることが明らかとなった。

4. 考察

1. 特に義肢の足部・足継手・調整用部品は、利用者の歩行能力や生活の質に直結する重要な部品であり、価格面だけでのパーツ変更指示は事故を招く恐れが大きい。
2. 部品の変更指示をしている更生相談所の中には、義肢装具士不在の所や、義肢装具士の立ち合いを認めていない所もある。特に義肢装具の調整部品の選定は義肢装具士の専門的知見で行うべきものであり、部品の組み立て、部品を用いた製作方法についての知識がない職種が調整部品の変更を指示することは適切とは言えない。